

令和7年度広島県尾道南高等学校（定時制課程）入学者選抜二次選抜実施要項

〒722-0046

広島県尾道市長江二丁目 10番 34号

電話 (0848) 37-4945

FAX (0848) 37-4393

<http://www.onominami.jp/>

1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和7年度尾道市立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校定時制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 課程、学科・コース、定員及び通学区域

課程	学科	昼夜別	定 員	通学区域
定時制	普通科	夜間	入学定員 1学級 (40人) から一次選抜の合格者 (入学を辞退したものを除く。) の数を除いた人数	広島県一円

3 教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針及び教育課程

(1) 教育目標

建学の精神である「明明徳」を継承し、常に自分を磨き、自分の誇りとアイデンティティーを確立するとともに、母校を愛し、社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 育てたい生徒像

- ア 基礎的、基本的な知識・技能そしてマナーを身につけている生徒
- イ 自己肯定感が高く豊かな人間性を身につけている生徒
- ウ 想像力が豊かで他者と協働できる生徒

(3) 入学者受入方針

高等学校卒業へ向けて強い意志があると同時に、社会とのつながりを大事にして真面目に学ぶ意欲と態度をもつ生徒を求めている。

(4) 教育課程（教育課程の編成及び実施に関する方針、帯表等）

カリキュラムとは、授業のみならず学校行事や特別活動等、すべての教育活動を含む。その中で、本校では総合的な探究の時間の学びを基軸に、『自己理解→他者理解→仲間意識→帰属意識』を醸成していくストーリーによって教育活動を組み立てている。

<授業>

本校は単位制であり、チーム・ティーチングで中学校の学び直しから基礎基本の徹底した学びを行い、「一人も置いていかない授業」をICT機器等を駆使し、分かりやすく展開している。

<人間関係つくり>

学校行事の工夫を積極的に図っている。生徒相互の結びつきを強める企画を、生徒会中心で主体的に実施し、他の定時制高校と合同で開かれる運動会等でチーム南高を実現している。同窓会や地域と繋がりも深めている。また、自らの過去を振り返り、現在の自分を磨き、未来の自分を展望していく営みとして生活体験文の作成にも取り組んでいる。

<教育課程表>

別紙のとおり

4 出願資格

次の（1）から（5）までのいずれかに該当する者が出願できる。

なお、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜に出願していない場合においても、出願することができる。

また、一次選抜、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に合格した者は、その合格を辞退した上で出願することができる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 令和7年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国において、外国人学校の教育により9年の課程を令和7年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和7年3月31日までに満15歳以上に達する者

5 出願

(1) 方式

志願者は、広島市立広島みらい創生高等学校を除く公立の二つ以上の高等学校、課程、学科を併願することができない。また、特別支援学校高等部入学者選抜二次募集との併願もできない。

(2) 期間

次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。

令和7年3月13日（木）から3月17日（月）正午まで

(3) 手続

手續は、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 必要事項の入力

志願者は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

b 入学者選抜料の納付

志願者は、3月17日（月）正午までに、入学者選抜料（950円）を納付する。

(イ) 出身中学校長

a 確認登録等

出身中学校長は、(2)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者が二次選抜の出願資格を有していること及び志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、3月17日（月）正午までに、志願者が入学者選抜料（950円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

イ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)の期間内に、本校校長にインターネット出願システムにより提出する。ただし、①において成績証明書を提出する場合は、持参又は郵便により提出することとし、郵便で提出する場合には、簡易書留郵便により3月14日（金）までに必着するよう提出すること。また、令和6年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（調査書情報）

② 評定（成績評点）集計表（様式第2号）

ウ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

確認登録及び調査書等の受理を行った本校校長は、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録を行った後、令和7年3月17日（月）15時までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

6 選抜

(1) 自己表現

- ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
- イ 自己表現は、検査官1人当たり15点満点とする。
本校の自己表現の配点は、30点とする。

(2) 学校独自検査（作文）

- ア 学校独自検査として、作文を志願者全員に対して行う。
- イ 作文の配点は、50点とする。

(3) 実施期日、時間割等

3月18日（火）		
時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・注意
第1時限	9:30 10:20	作文
第2時限	10:40～	自己表現

（注）1 集合は各検査場とする。

2 中学校過年度卒業の志願者の面接は自己表現（10分）が終了した後、続けて実施する。

(4) 実施場所

本校

(5) 携行品

学校独自検査（作文）時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- ① 鉛筆、シャープペンシル
- ② 鉛筆削り
- ③ 消しゴム
- ④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
- ⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
- ⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。

学校独自検査（作文）の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。

不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

※上履きは必要ありません。

7 合格者の決定

- （1）調査書、自己表現及び学校独自検査（作文）の配点の比重は2:4:4とし、調査書、自己表現及び学校独自検査（作文）の結果を総合的に判断して決定する。
- （2）中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合にあっては、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
- （3）志願者から自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

- （1）合格者の発表は、令和7年3月19日（水）13時に本校玄関への掲示及び本校ホームページ(<http://www.onomimani.jp/>)への掲載により行う。本校ホームページへの掲載は、令和7年3月21日（金）15時までとする。電話による照会には応じない。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システムにより確認することができる。確認

- することができる期間は、令和7年3月19日（水）13時から令和7年3月21日（金）15時までとする。
- (2) 合格通知書及び請書・辞退届は、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く。）して合格者本人に交付する。
- (3) 合格者は、令和7年3月21日（金）15時までに、請書を本校校長に提出しなければならない。

9 特別措置の申請等について

(1) 特別措置の申請

志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第3号）を5（2）の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第5号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、5（2）の期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、5（2）の期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。

11 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

12 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。